香川県木田郡三木町大字小蓑
字中筋　一三五九番二　一号
一三六一番一　二号
地先道路敷
一三五七番二　十二号
一三六八番二　十三号
字堂ノ上
一一七六番　三号
一一八五番　四号及び五号
一一八七番　六号
地先道路敷
一一八七番　七号
地先水路敷
一一九〇番　八号及び九号
一一九二番　十号
一一八二番　十一号
一一七四番　十四号
一一七三番　十五号
一九三一番一　十六号及び十七号
字山神谷
一九二九番　十八号
一二〇〇番一　十九号
一二〇六番一　二十号
一二〇三番一　二十一号
地先道路敷
一二〇三番一　二十二号
一二一八番二　二十三号
一二二四番　二十四号
一九二二番　二十五号及び二十六号
一二四一番　二十八号
一九一九番二　二十九号及び三十号
一九一九番三　三十一号
一二四九番四　三十二号
一二五五番一　三十三号
一九一五番一　三十四号
一二五九番　三十五号
一九一四番一　三十六号
香川県木田郡三木町大字奥山
字通谷　二八九番　二十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西地上南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市塩江町安原上
字川西　一五四二番一　一号及び二号
一五四一番一〇　三号
一五四一番八　四号
一五四一番四　五号
一五四一番一　六号及び七号
二七二番一　八号
一五四〇番六　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東大谷南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市国分寺町新居
字大谷　三六六一番六　一号
三六六七番一　二号
三六七〇番六　三号
三六六五番　四号
三六六三番四　五号
三六六三番一　六号及び七号
三六六三番六　八号
三六六一番四　九号
三六六一番九　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岩崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千九百六十七号で指定した同号七に掲げる土地及び昭和五十三年建設省告示第千三百五十八号で指定した同号二十八に掲げる土地の区域を除く。）
香川県善通寺市大麻町
字上ノ村山　二七二番二　一号
二六七番二　二号
二六一番　三号及び四号
二七三六番一　五号から七号まで
二六二番　八号及び九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稚児川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の稚児川左岸派川の中心線から左右各岸二・五メートルまでの土地の区域（平成十年建設省告示第千九百九十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
香川県坂出市青海町
字不動原　二六四九番四　一号及び二号
字宮下　八〇四番　三号
地先水路敷
字宮西　八〇六番三　四号
地先水路敷

○国土交通省告示第千百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十九年十二月五日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
空分川
二　昭和五十四年建設省告示第千七号で指定した同号七に掲げる土地の区域

○環境省告示第百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年十二月五日
環境大臣　中川　雅治
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　光和精鉱株式会社
ロ　住所　福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
ハ　代表者の氏名　代表取締役　石橋　幸雄
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十九年十月十一日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ロ　九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　九州地方環境事務所福岡事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　福岡県環境部廃棄物対策課
ホ　北九州市環境局環境監視部環境監視課